

論 題（下記のうち 1 題を選定のこと）

○「意思決定」（民法）

民法における意思決定の基本型は、本人が決定しその責任を負う、また、一時点において一つのことがらの全体につき一括して決定する、というものである。

これに対して、本人が他の誰かとともに決定を行うこともあるし、誰かに決定を委ねるという場合もある（共同決定、同意権、代理権）。また、個人ではなく団体の場合に、誰がどのような条件の下で決定をすることができるかは、団体の性質や決定の対象によって異なる（法人や組合の場合、あるいは団体ではないが夫婦や父母の場合）。あるいは、個人か団体かを問わず、その決定が決定者以外の者によって覆される場合もある（取消権や差止請求権など）。さらに、決定者以外の者の態様が決定の効力に影響を及ぼす場合もある（代理に関する民法101条 3 項など）。また、これらは意思決定が有効にされたか否かというかたちで問題になるだけでなく、とりわけ団体などの場合、誰の意思がその団体などの意思と評価されるのか、というかたちでも問題になる。他方で、基本的な事項について予め決定を行った上で、細部については後に決定する場合（基本契約と実施契約）や一般的な決定を前提に個別の決定がなされる場合（定型約款など）もある。

以上に例示したような個別の問題を取り上げて論じてもよいし、複数の問題を取り上げてもよい。いずれの場合にも従来の議論を繰り返すのではなく、一步踏み込んだ検討を行うことを期待したい。

○「財としての情報」（民商共通）

民法上、所有権の対象は有体物とされているが、現代社会においては、広い意味での「情報」が、きわめて重要な意味を有している。もちろん、売買契約における説明義務のように、情報が、有体物等の他の財産の価値や内容を知るための役割を果たすこともあるが、情報そのものが移転の対象とされることもあるし、その侵害が問題になることもある。その際は、たとえば、情報をどこまで有体物と同様に扱うことが可能か（たとえば、情報の所有権は観念できるか、担保化は可能かなど）という観点から様々な問題を検討することが可能になる。また、情報の移転等が、プライバシーや知的財産権の侵害の問題を引き起こすこともある。

さらに、情報それ自体の価値ではなく、情報が一定の別の財と結びつけられることにより生じる問題もある。不動産登記も、そのようなものの一つととらえることもできるが、株式や社債などの登録制度、さらには、ブロックチェーン等の暗号技術を用いて権利の所在を明らかにする方法が、どこまで法的に有効なものとして認められるか、ということも検討に値する。トークンと一定の財や権利が結びついた代表例であるセキュリティ・トークンについては、その移転の方式や対抗要件、善意（即時）取得の可否といった私法上の論点に加えて、開示規制、勧誘販売規制やそれを取り扱う業者に対する監督法上の規制等も問題になり得る。

現行法の解釈論だけでなく、立法論に踏み込んでよい。自由に素材を選び、伸び伸びとした論述を期待したい。

○「企業買収法制」（商法）

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードにより、上場会社と株主の関係は大きく変化した。上場会社は、株主の期待する収益を上げるために事業ポートフォリオの抜本的な見直しを行うだけではなく、企業価値の維持向上にとって上場が必要であるかを検討することを迫られている。そのような検討に際して、企業買収は様々な目的を達成するための重要な選択肢となる。この点は従来から変わらないが、近年、前述した上場会社と株主の関係の変化に応じて企業買収に対する上場会社の姿勢が変わりつつあり、企業買収法制の進化が見られることが注目に値する。

たとえば、これまで日本の上場会社を当事者とする企業買収の多くは対象会社の取締役会の同意を得た上で具体的な買収提案を株主に行うという形で行われることが多かった。確かに、このような同意を得ない敵対的な企業買収の提案や公表された買収提案に対抗提案がなされることもあったが、それらが成功することは極めて稀であった。しかし、対象会社の同意を得ない買収提案が成功する事例が現れているし、実現しなかった提案の一部を対象会社に取り込む等の形で会社経営に影響が生じた例もある。対象会社の取締役会が特定の企業買収の提案に同意すること等に対して、従来よりも資本市場の規律が高まっている。

企業買収の提案を受けた対象会社の取締役会の行為規範に加えて、買収提案を行う者を対象とする行為規範が、ガイドライン等の形で整備されつつある。また、企業買収の手法の発展に対応するために、公開買付け制度の見直しを含む金融商品取引法の改正法案が提出されるなど法制度の整備も進んでいる。さらに対象会社の取締役会と多数の株主が同意した企業買収の条件を裁判所が尊重せず、自ら公正な条件を算定し直した事例も現れている。このように企業買収法制は上場会社と株主を取り巻く環境の変化に応じて発展を続けている。このような発展は社会にとって望ましい方向に進んでいるのか、企業買収法制の中で改善の余地がある部分は存在しないかなど改めて制度の全体構造を俯瞰する研究が期待される。

なお、上場会社を当事者をする企業買収以外の企業買収、たとえば企業承継や新規株式公開（IPO）に代わる創業者や投資ファンド等の出口（イグジット）戦略として利用される企業買収について取り扱っても良い。

○「自由論題」（民法・商法、応募資格：学生限定）

学生（大学の学部学生）に限り、民法・商法の分野、さらには、それらにまたがる分野について、論題を自由に定めて応募することを認める。学生には、広く社会的な問題に関心を持ち、様々な社会現象を観察して法的な問題を抽出する能力、また、現在の社会状況を踏まえつつ既存の問題を新たな観点から見直す能力を養ってもらいたいと考えたためである。したがって、自由論題に関しては、検討課題が適切に設定されているか否かも評価の対象となる。大学のゼミなどを通じて勉強した課題をまとめたものでもよい。積極的な応募を期待する。

審 査 委 員

委員長	学習院大学 教 授 大 村 敦 志	委 員	専修大学 教 授 道垣内 弘 人
委 員	学習院大学 教 授 神 作 裕 之	委 員	東京大学 教 授 加 藤 貴 仁

審査委員から応募者への希望事項

審査委員は上記応募資格 3 グループそれぞれに対し大体次のことを希望する。

(1)〔学生〕は、講義で学んだことのほか参考文献を勉強した上で、自分なりの考え方をまとめること。

(2)〔社会人〕は、実務上の問題点などを法律的に検討し、その解決の方向を具体的に示すこと。

(3)〔研究者等〕は、学説及び判例のほか立法例なども研究した上で、できるだけ独自の見解を打ち出すこと。

学術奨励金

後記の応募資格別に審査し、各組毎の入選者に次の学術奨励金を進呈する。但し入選者の人員は適宜増減することがある。また抜群の論文に対しては特賞を設けることがある。

1 等	5 0 万円（1 名）	2 等	3 0 万円（1 名）
3 等	1 5 万円（1 名）	佳 作	7 万円（2 名以内）

※裏面に続く

応募要項

1. 応募資格 応募は個人に限るものとし、共同執筆は受け付けない。
(1) 学生……大学の学部学生
(2) 社会人
(3) 研究者等……法律、政治、経済系の大学院生（法科大学院生を含む）、助手、助教、司法研修の修習生、法曹など法律を研究する方（大学講師以上は除く）
年齢制限……35歳以下（2024年 9 月末現在、即ち1988年10月 1 日以降生まれの方）
2. 原稿枚数 A4判用紙（36字×30行）要旨 1 ページ、本文12ページ以上15ページ以内（目次、注記、参考文献等を含む）
3. 締 切 日 2025年 1 月 8 日必着
4. 審査決定 2025年 4 月中旬。審査結果については応募者に個別に通知する。
5. 提出方法・提出先
(1) フォーマットの入手
 - 提出用のフォーマット (a) (b)を以下いずれかの方法で入手する。
(a)応募者票（EXCEL）、(b)要旨、本文用フォーマット（WORD）
→一般法人・公益法人等情報公開共同サイトの「みずほ学術振興財団」ページにアクセスしてダウンロードする。（URL：http://www.disclo-koeki.org/02b/00475/index.html）
→当財団のメールアドレス宛て（mhgaku@outlook.com）メールにて依頼する。
- (2) (a)応募者票（EXCEL）及び (b)要旨、本文等（WORD）2つのファイルの提出
 - ・(a)応募者票（EXCEL）：応募者票下部の留意事項等に従って、基本的に全項目入力する。
 - ・(b)要旨、本文等（WORD）：①・②は上記(1)(b)フォーマットを使用する。
①要旨A4判（36字×30行）：1 ページ（800字以内）、1 行目に論題名を明記
②本文A4判（36字×30行）：②・③合わせて12ページ以上15ページ以内
③目次、注記・参考文献等A4判：目次を除き末尾に纏める
→統計、グラフ、モデル、文章などを作成、引用する場合には出所等を明記する
→①～③には一連のページ番号を付し（最大16ページ）、一つのWORDファイルとする
→③も必ずWORDファイルとすること（EXCEL表やグラフなどは張り付ける等）
 - ・当財団メールアドレス宛てに (a)(b) 2つのファイルを添付してメール送信する。
→メールのタイトルは「第66回懸賞論文（法律の部）氏名」とし、(a)(b) 2つのファイルに同じパスワードを付ける。パスワードは同じメールタイトルで、別メールとして送信する。
当財団のメールアドレス：mhgaku@outlook.com
 - ・メール受領後、当財団から受領済みメールを返信する。
6. 応募原稿は日本語によるものとし、未発表のものに限る。また、論文中（本文要旨を含む）に、応募者自身の個人情報明らかにするような記述は厳禁とする。
7. 論文は、自らが思考、データ収集、分析、検討等を行い記載するものである。したがって、ChatGPTなどの生成AIを用いる場合には、そのような作業を補助するためのみに使用すること。何らかの理由で、ChatGPTなどの生成AIを使用*¹した場合は、使用が必要であった理由を注記し、使用して記載した文章等がわかるように明示*²すること。
使用*¹：AIが生成した文章等を直接引用した場合だけでなく、文章等を組み替えた場合、表現を変更した場合、AIが生成した文章等の文意を変更しない場合、変更した場合のいずれのものも含む。
明示*²：明示方法を記載の上で明示する。（例：『 』で括る、アンダーラインを引く等）
8. 投稿にあたっては、著作権法等に関して問題となるおそれがないよう十分留意すること。
9. 応募要項の各要件を満たさない場合は、審査の対象外となることがあるので留意すること。
10. そ の 他
入選論文は印刷物、インターネット等により公開されることがある。また、その著作権は当財団に帰属する。
以上